

姫路市テニス協会規約

第 一 章 名称及び協会組織

第 1 条 本会は姫路市テニス協会と称す。

第 2 条 本会は姫路市内及び姫路市周辺地域に所在するテニス愛好団体をもって組織する。

第 二 章 事 務 局

第 3 条 本会は事務局をアルファ-86 内におく。
姫路市南今宿 6 - 2 1 TEL 079-296-0445

第 三 章 目的及び事業

第 4 条 本会は姫路市におけるテニスの健全なる発展とスポーツ精神の高揚を期し、併せて加盟団体相互の親睦を図ると共に、体育の振興に貢献することを目的とする。

第 5 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. テニスの普及、強化、指導講習会
2. 各種テニス大会
3. 関係機関、団体との連絡強調
4. その他、会の目的達成に必要な事項

第 四 章 役 員

第 6 条 【役員】本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
理 事	若干名	監 事	1 名

第 7 条 【会長】

1. 会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。
2. 会長は本会を代表し会務を統理する。

第 8 条 【副会長】

1. 副会長は理事会において推挙し、総会の承認を得る。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。

第 9 条 【理事】

1. 理事は総会において、各クラブ代表者から選出し、承認を得る。
2. 会長は学議経験者から理事を指名し、総会の承認を得て委嘱することができる。
3. 理事は理事会を組織し、会務を処理する。

第 10 条 【理事長】

1. 理事長は理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
2. 理事長は理事会の決議に基づき会務を処理する。

第 11 条 【副理事長】

1. 副理事長は理事の互選により選出し、総会の承認を得る。
2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

第 12 条 【監事】

1. 監事は理事会において選出し、総会の承認を得る。
2. 監事は本会の財務、行事を監査する。

第 13 条 【役員の任期】

1. 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 14 条 【顧問・参与】

1. 本会は顧問、参与をおくことができる。
2. 顧問、参与は理事会の推薦により、会長これを委嘱する。
3. 顧問、参与は会長、理事会の応じ健議することができる。

第 15 条 【委員等】

理事長は委員等を推薦し、理事会の承認を得て委嘱することができる。

第 五 章 会 議

第 16 条 【総会】

1. 総会は会員の代表者、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事をもって組織する。
2. 総会は会長これを招集し、本会の予算、決算、行事報告、行事予定、役員の承認、その他重要事項を審議する。
3. 総会の議長は出席者の互選により選出し、議決は出席者の過半数をもって決する。

4. 総会は委任状を含め会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
5. 定時総会は毎年会計年度終了後3ヶ月以内にこれを招集する。

第 17 条 【理事会】

1. 理事会は会長、副会長及び理事で組織し理事長がこれを招集する。
2. 理事会は会務の執行について審議する。

第 六 章 会 計

第 18 条 【収入】

本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

1. 会費
2. 加盟費
3. 補助金
4. 事業収入
5. その他

第 19 条 【会計年度】

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 20 条 【予算・決算】

1. 本会の予算は総会の承認を得なければならない。
2. 決算は会計年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を経た上これを総会に報告し、その承認を得なければならない。

第 21 条 【会費】

1. 会員(クラブ)は事業開始年度、5月末までに会費を納入しなければならない。

年会費 一般 8.000円
小中高生 5.000円

2. 会員がその資格を失った場合、既に納付した会費は、返還しない。

第 22 条 【加盟費】

1. 新規会員は入会后1ヶ月以内に加盟費を納入しなければならない。

加盟費 10.000円

3. 会員がその資格を失った場合、既に納付した加盟費は、返還しない。

第 七 章 会 計

第 23 条 【会員】

1. 本会は姫路市に所在するテニス団体をもって会員とする。
2. 姫路市周辺に所在し、当該地域に兵庫県テニス協会に加盟した協会が存在しない

団体については、入会を認めることがある。

3. 本会に加盟を希望する団体で、当該地域に兵庫県テニス協会に加盟した協会が存在する団体については、入会を認めない。

第 24 条 【入会】

1. 本会に入会を希望するときは、理事長宛に加盟申請書（様式 1）を提出し理事会の承認を得るものとする。

第 25 条 【退会】

1. 本会を退会するときは理事長宛に退会届を提出しなければならない。

2. 会員に下記の行為があったときは、理事会の議決によりその会員を除名することができる。

1) 本会の名誉を毀損したとき。

2) 本会の目的に著しく反する行為のあったとき。

3) 会費を1年以上滞納したとき。

第 八 章 付 則

第 26 条 【規約の改廃】

本規約は総会において出席者の同意を得なければ、変更する事はできない。

第 27 条 【細則】

本規約の施行に関し必要な細則は理事会において審議しこれを定める。

付 記

本規約は昭和40年4月1日より施行する。

本規約は昭和57年4月1日の総会において一部改正された。

本規約は平成6年3月28日の総会において一部改正された。

本規約は平成17年3月24日の総会において一部改正された。